



歴史まちづくり

ニュース
第28号



発行：名古屋市観光文化交流局歴史まちづくり推進室 Tel.052-972-2782

発行日：令和5年8月

「有松地区における古民家利活用の考え方」をまとめました

有松地区の特性に応じた歴史的建造物の利活用によるまちづくりをすすめ、持続的な発展につなげていくため、地域の方々のご意見をふまえた「有松地区における古民家を活かしたまちづくりの考え方」を下記のとおりまとめました。

1 地域全体で古民家の維持・活用に取り組む

- 伝建地区内の伝統的建造物に指定された全ての建物について、持続的に維持活用が可能な仕組みを構築する
- 町並み保存地区において、所有者、地域住民、商工業者、行政、各専門家などの多様な主体が連携し、ニーズに対応した新たな利活用を目指す
(※飲食、宿泊、迎賓、オフィス、文化芸術等)
- 新たな利活用を連鎖的に展開し、伝統的建造物以外の建物も新たな利活用や修景に取り組み、地域全体で新たな文化と暮らしの創出を目指す

2 本物の歴史や文化に出会い、ゆっくり楽しみながら交流できるまちを目指す

- 質の高い交流を増やしていくという観点から、有松の地域資源の鑑賞・体験を目的として来訪する方々を想定し、滞在時間を延長する取り組みを進めていく
- 東海道を「歩いて楽しいまちの中心軸」とし、地域住民・商工業者・来訪者の交流の場を目指す

3 既存の住環境や産業との調和を図る

- 新たな利活用については、町並みや周辺の住環境への配慮を前提とする
- 既存の商工業者の活動を尊重し、相互理解・相互協力を図りながら両輪で相乗効果の発揮を目指す

今後はこの3つの考え方に基づき、有松地区の古民家利活用事業を進めてまいります。

古民家利活用事業とは

「有松地区における古民家を活かしたまちづくりの考え方」に共感し、有松地区の住民や名古屋市と連携して主体的に活動する民間企業（利活用事業者）が、有松町並み保存地区内にある伝統的建造物を含む複数の物件（古民家）を面的・連鎖的に利活用することにより、地区の更なる魅力向上を図る事業です。

「有松地区の古民家利活用事業」について

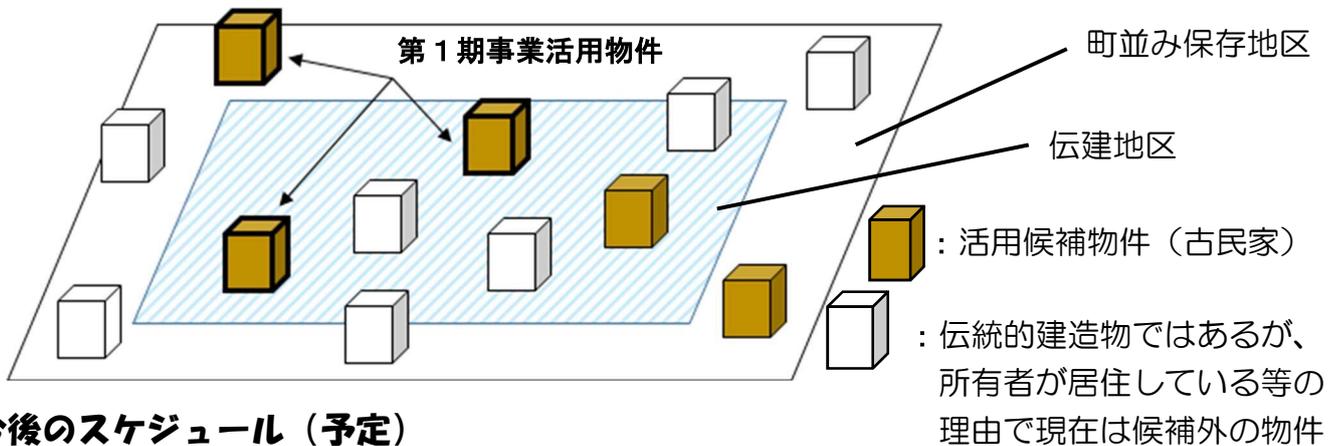
有松地区で民間事業者が主体的に伝統的建造物を活用して、まちの新たな賑わいを創出する「古民家利活用事業」を実施する連携事業者の公募を7月18日から開始しました。

事業の流れ

本公募で選ばれた連携事業候補者は、本市と「有松地区古民家利活用事業の推進に関する連携協定書」を締結して「連携事業者」となり、本市と協力しながら主体的に事業を実施します。

事業イメージ

- ・有松地区古民家利活用事業は、有松町並み保存地区内の物件を対象に実施します。
- ・第1期事業については、候補物件のうち複数の物件を対象に実施予定です。



今後のスケジュール（予定）

- 令和5年 7月～ 古民家利活用事業に係る連携事業者の公募、選定
10月 連携事業者と連携協定を締結
古民家利活用事業スタート！！
- ～ 令和7年 3月 活用物件の検討・事業計画、地域会社設立 等
(物件所有者との調整、事業スキーム・リーシングの検討、改修計画)
- 4月以降 物件の改修工事等
工事完了後 開業



古民家利活用のイメージ

物件所有者と事業者との調整は名古屋市も協力するよ

受け継がれてきた資源を活用し、新しい文化を創造する機能

ギャラリー、アトリエ・ラボ、チャレンジショップ、アートスクール等



滞在や回遊を促す機能

有松に点在する地域資源をゆっくりと回り、有松らしい空間を存分に体験できるホテル、ゲストハウス等



まちの中での滞在や活動を活発なものにする機会や場所

特別感のあるレストラン、カフェ、花屋、ブックカフェ、コワーキングスペース、シェアオフィス、ミュージアム等



例：昨年度開催した意見交換会をもとに作成

岡家住宅の保存活用計画を策定しています

岡家住宅は有松の町並みを代表する伝統的建造物のひとつで、後世の改変が少なく、江戸末期の有松の絞問屋の重厚な建築形態、屋敷構えが良く残されているのが特徴です。名古屋市が令和3年度に取得し、公開施設として整備を進めています。

令和4年度から検討している保存活用計画では懇談会を設置し、岡家住宅の文化財的価値を明らかにし、今後の修理や公開活用に向けた基本的な方針を整理しています。

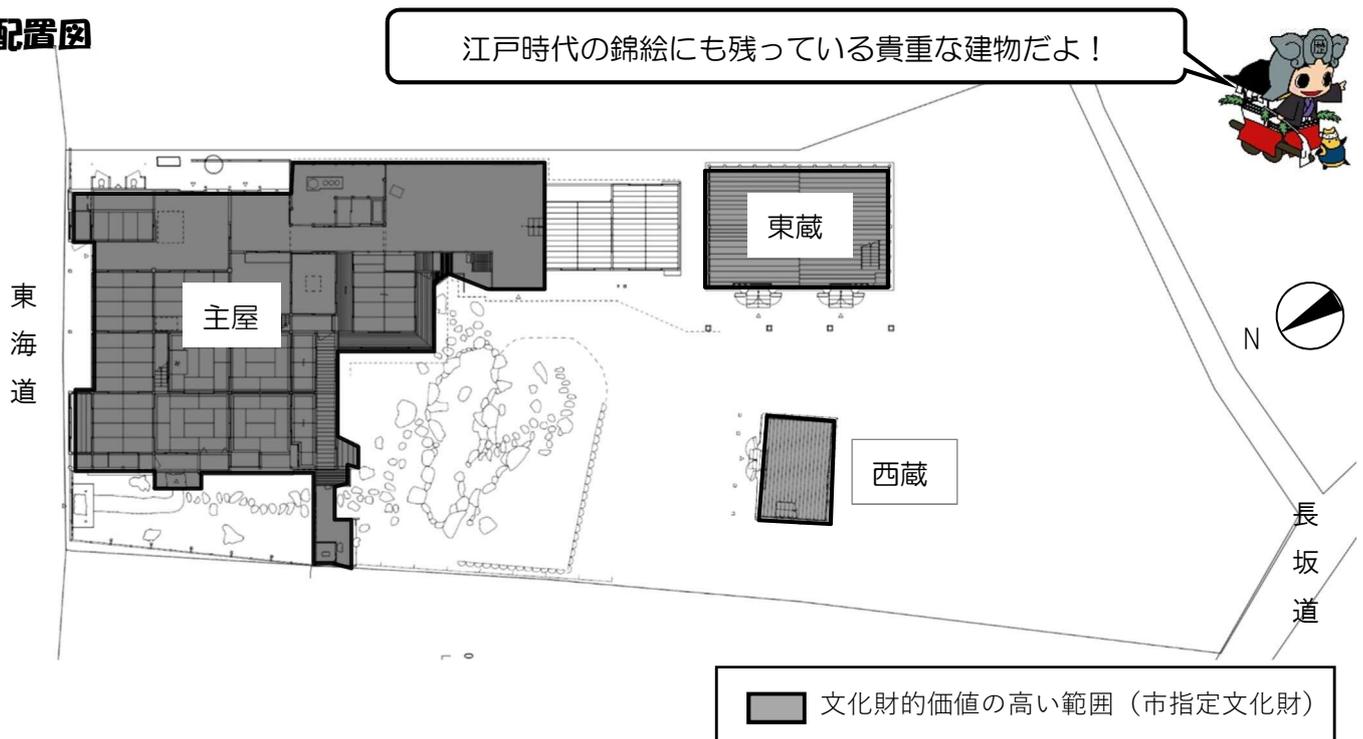
懇談会のメンバー

氏名（敬称略）	役職
岩田 敏也	東海工業専門学校講師
小澤 武夫	有松学区区政協力委員会委員長
河田 克博	名古屋工業大学名誉教授
田中 青樹	愛知淑徳大学講師
根尾 文彦	桜花学園大学学芸学部英語学科教授 （観光担当）
米澤 貴紀	名城大学理工学部建築学科准教授



小田切春江の描いた「丸屋仗助」

配置図



今後のスケジュール（予定）



令和6～7年度の基本計画では、岡家住宅の具体的な活用について地元の皆さんのご意見をお聞きしながら検討を進めていく予定です。

伝建地区の修理の補助金の拡充を検討しています

伝建地区では建物の老朽化により大規模な修理が必要な場合が多く、修理費が高額となり、現在の補助金では足りず修理できない事例が発生しています。

そこで確実に修理ができるよう、伝統的建造物の修理について補助金の上限額の増額を検討しています。

●現在の伝建補助要綱

建物種別	補助金	
伝統的建造物の修理	補助率	8/10
	上限額	1500万円/年
伝統的建造物以外の修景	補助率	7/10
	上限額	700万円/年

 拡充を検討している部分

緊急的な小修理に関する補助金について

伝建地区内の伝統的建造物について、緊急的な小修理等で補助を受けることができる運用を開始します。補助金を活用して修理工事をされる場合は歴史まちづくり推進室へご相談ください。

町並み保存地区内で工事や看板の設置等をお考えの際、まずはご相談ください！

有松の歴史的町並み及び良好な住環境の維持・向上を図るため、有松町並み相談会では建築行為等を行う際、事前相談（意見交換）を行っています。

事前相談は町並み保存地区内でのすべての建築行為等を対象としています。具体的な設計に入る前のできるだけ早い段階でご相談をいただくよう、ご理解・ご協力をお願いいたします。

設計・工事を依頼する業者さんにもお伝えください！



建物・工作物・看板などの新築・解体・部分補修等をお考えの際は
まずは町内会長または歴史まちづくり推進室までご連絡ください



伝統的建造物の外部・内部の補修



①建築物の建築
②工作物の建設（柵の設置など）

③建築物や工作物外観の変更（外壁の塗替えなど）
④看板の設置



建築物や工作物（柵・看板等）の解体



木竹の伐採
剪定など通常
の管理行為は除く



土地の区画形質の変更（駐車場の造成など）

伝建地区・町並み保存地区に関するご意見やご質問は、歴史まちづくり推進室にお寄せください

名古屋市 観光文化交流局 歴史まちづくり推進室

TEL : 052-972-2782 FAX : 052-972-4128 E-mail : a2782@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp